

各区市町村 商店街振興担当課長 様

東京都産業労働局商工部地域産業振興課長
佐藤 志信
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響により商店街イベントを中止した場合の特別要綱等の制定について（通知）

日頃より東京都の商店街振興施策にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
現在、都内では新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が増加傾向にあり、また、感染力の高い変異株の脅威に直面しており、本日、緊急事態宣言の発令が決定されました。

緊急事態宣言の期間において更なる感染拡大を防止するためには、人流の一層の抑制が必要であり、イベント等の催物については、主催者等に対して、社会生活の維持に必要なものを除き、原則として無観客で開催することなどが、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づき要請されております。

このため、都内の商店街においてもイベントの中止又は縮小が避けられない状況であることから、「東京都商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付要綱」及び「東京都地域連携型商店街事業費補助金交付要綱」において、今回の新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ず使用されなかった経費については、一部を除き補助対象経費として扱うことといたしました。

また、具体的な取扱いを定めた特別要綱及び特別要綱実施細目について、下記のとおり制定しましたのでお知らせいたします。

記

1 制定要綱

- (1) 「東京都商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付要綱」に係る特別要綱（新型コロナウイルス感染症対応）（令和 3 年 4 月 23 日付 3 産労商地第 240 号）
- (2) 「東京都地域連携型商店街事業費補助金交付要綱」に係る特別要綱（新型コロナウイルス感染症対応）（令和 3 年 4 月 23 日付 3 産労商地第 240 号）

2 制定実施細目

- (1) 「東京都商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付要綱」に係る特別要綱実施細目（新型コロナウイルス感染症対応）（令和 3 年 4 月 23 日付 3 産労商地第 241 号）
- (2) 「東京都地域連携型商店街事業費補助金交付要綱」に係る特別要綱実施細目（新型コロナウイルス感染症対応）（令和 3 年 4 月 23 日付 3 産労商地第 241 号）

3 留意事項

- (1) 本特別要綱等は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止等となった今年度のイベント事業に関するものであるため、それ以外の事由により中止等となったイベント事業及び次年度のイベント事業には適用されません。

- (2) また、対象となる事業は、以下のいずれかの事業とします。
- ・令和3年4月25日から令和3年5月11日までに予定している事業
 - ・令和3年5月12日以降に予定している事業で、令和3年4月1日から令和3年4月24日の期間に発注、契約、または支払を行い経費が生じた事業
- (3) 本特別要綱等の適用にあたっては、必要に応じて要綱等の規定類を整備するなどの御対応をお願いします(上記1記載の両要綱第4条参照)。

【担 当】

東京都 産業労働局 商工部

地域産業振興課 商店街振興担当 佐藤・高野

電 話 03 (5320) 7593